

# 安全報告書2017



多摩モノレール

多摩都市モノレール株式会社

Tokyo Tama Intercity Monorail Co.,Ltd.

---

# 安全報告書

---

## 目次

1	「安全報告書2017」の発行にあたって ～お客様をはじめ地域の皆様へ～ -----	1
2	安全に関する基本的な方針 -----	2
3	安全管理体制 -----	4
4	事故等の発生状況 -----	6
5	輸送の安全確保のための取組 -----	8
6	お客様・沿線の皆様との連携・協力 -----	25
7	ご連絡先 -----	30

---

# 1 「安全報告書2017」の発行にあたって ～お客様をはじめ地域の皆様へ～

平素より多摩都市モノレールをご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は平成10年11月の開業以来、多摩の南北を結ぶ地域に密着した公共交通機関として多くのお客様にご利用いただいております。平成28年度は、「ららぽーと立川立飛」等沿線開発の進展により、年間延べ5,154万人、一日平均乗車人員が141,229人となり初めて14万人を突破しました。これもひとえにお客様をはじめとする地域の皆様のご支援によるものと深く感謝申し上げます。

さて、平成28年度の当社の安全・安心を徹底する取組として、ハード面では日野変電所に「電力貯蔵装置」を導入しました。本装置導入により電力会社からの送電が停止した場合であっても、非常走行用電池により電力供給することで、駅間に停止した列車を最寄駅までの自力走行が可能となりました。また、東京都と連携し施設や設備の改修・更新等を計画的に進めていますが、昨年度は高松駅分岐器の駆動装置（減速機）更新工事等を実施し、更なる安全運行の確保に努めました。ソフト面では、災害時の事業継続体制を整備するため、社員の安否を迅速に把握する安否確認サービスを導入したほか、分岐器故障により駅間で列車が停止したことを想定し、お客様救出や分岐器復旧等の異常時訓練を実施し、日頃からの安全に対する準備や心構えを確認いたしました。

当社はこれまでも「安全最優先」を第一に掲げてきましたが、平成29年3月に新たに経営理念を定め、その中で「安全最優先」を当社の基本理念として明確に位置づけました。引き続きお客様に安心してご利用いただけるよう、「安全最優先」の意識のさらなる徹底を図り、一層の安全・正確・快適な輸送サービスの提供に努めてまいります。

この報告書は、軌道法第26条において準用する鉄道事業法第14条の1の規定に基づき、平成28年度における当社の安全に関する取組み状況などを広くご理解いただくためにまとめたものです。安全・安心への取組をより確かなものとするため、率直なご意見やご感想をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。



平成 29 年 7 月

多摩都市モノレール株式会社  
代表取締役社長 河島 均

## 2 安全に関する基本的な方針

安全に関する基本的方針を、「経営理念」、「安全方針」、「安全に関わる行動規範」に定め、周知・徹底の上、全社員一丸となって実践しています。

### (1) 経営理念

私たちは多摩をつなぐモノレール事業者として、安全を最優先にお客様から信頼され喜ばれる交通サービスを実現し、多摩地域の魅力と活力の向上に貢献します。

そのため、地域との連携を深め、全社一丸となって自立的で持続的な経営を目指します。

### (2) 安全方針

多摩都市モノレールは、地域の発展に貢献できるよう、以下の方針により、安全を最優先に正確・快適な輸送サービスを提供します。

- 一 法令・規則を遵守します。
- 二 情報は、漏れなく迅速、正確に伝えます。
- 三 常に問題意識を持ち、改善に努めます。

職場内での「経営理念」「安全方針」の掲出



### (3) 安全に関わる行動規範

- ① 安全第一の意識を持って事業活動を推進する。
- ② 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとる。
- ③ 法令及び規程を理解・遵守し、厳正に執務を行う。
- ④ 業務に当たっては、関係者との連絡を緊密にし、打ち合わせを正確にし、かつ相互に協力する。
- ⑤ 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦する。

#### (4) 安全重点施策

安全方針に基づき、毎年度安全重点施策を定めています。平成 28 年度は、以下の四つを施策の柱として、輸送の安全（8 ページ以降）に取り組ましました。

##### 1 安全最優先の徹底及び継続

- ❑ 駅間ドア開扉<sup>※</sup>等重大事象を踏まえた対策の確実な実施と検証・改善

##### 2 安全管理体制の充実・強化

- ❑ 安全管理体制の継続的改善と浸透・定着
- ❑ 危機管理体制の整備、周知及び訓練の実施
- ❑ ヒヤリハットや事故情報の収集強化・活用方法の改善によるヒューマンエラーの防止

##### 3 施設や車両の安全性の確保・向上

- ❑ 計画的かつ効率的な予防保全の実施
- ❑ 不具合等が発生した際の迅速な対応及び修繕の実施
- ❑ 更なる安全性向上のための施設づくり

##### 4 法令・規則の遵守

- ❑ 法令・規則等の遵守状況の点検・確認
- ❑ 安全かつ実態に即したマニュアル等の改善

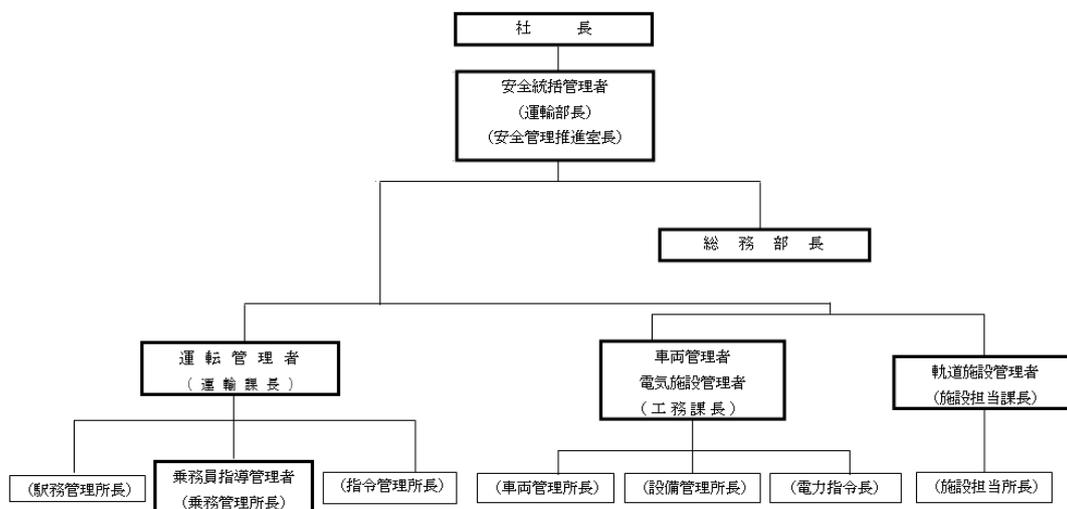
※平成 27 年 9 月 3 日、運転士が乗務中に体調不良となり、保安装置の動作により列車が駅間で緊急停車した際、誤って車両ドアを開扉した事象。

# 3 安全管理体制

## (1) 安全管理体制

安全管理規程に基づき、社長をトップとする安全管理体制を構築しています。各責任者の責務を明確にし、それぞれが安全確保のための役割を担っています。

平成 27 年 10 月に安全管理体制を見直し、安全統括管理者の直轄で、事故・故障の原因分析や対策を行う安全管理推進室を設置しました。



役 職	役 割
社 長	輸送の安全に確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者 (運輸部長) (安全管理推進室長)	輸送の安全確保に関する業務を統括する。
運輸管理者 (運輸課長)	安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を統括する。
乗務員指導管理者 (乗務管理)所長	運輸管理者の指揮の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理する。
車両管理者 電気施設管理者 (工務課長)	安全統括管理者の指揮の下、車両、電気施設に関する事項を統括する。
軌道施設管理者 (施設担当課長)	安全統括管理者の指揮の下、軌道施設に関する事項を統括する。
総務部長	輸送の安全の確保に必要な設備投資、人事、財務に関する事項を統括する。

(H29.4.1 現在)

## (2) 運輸安全マネジメントの推進

### ・安全管理委員会

社長を委員長とする安全管理委員会を開催し、安全を確保するための基本的な方針等の審議に加え、事故や不具合、ヒヤリ・ハットなどの安全に関する情報の共有化を進め、安全対策の強化・充実に取り組んでいます。

平成 28 年度から毎月 1 回定期的に開催しています。

### ・安全管理幹事会

安全管理委員会の下に、安全管理幹事会を設置し、必要に応じて安全に関する各種施策の協議・調整を実施しています。

### ・安全管理推進者会議

安全管理委員会・安全管理幹事会の下に、各部門の実務者レベルの代表者を中心に構成する安全管理推進者会議を設け、現場の視点を生かした安全に係る具体的な諸施策の企画・立案や、社内横断的な諸課題に対する検討を実施しています。

## (3) 運輸安全マネジメントの継続的な見直しと改善

### ・運輸安全マネジメント内部監査

当社では、毎年運輸安全マネジメント内部監査を実施しています。これは安全管理体制が適切に機能しているか、課題や問題点を自己評価するために行っているものです。内部監査の結果、指摘された事項は、関係部署が是正・予防措置を講じます。

平成 28 年度は、以下の 3 項目を重点監査項目として実施し、必要により助言を行いました。

- ① 安全重点施策の取組状況
- ② 情報伝達及びコミュニケーションの確保状況
- ③ 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用状況

## 4 事故等の発生状況

### (1) 鉄道運転事故

多摩都市モノレールでは、平成 10 年 11 月の上北台－立川北間の開業（I 期開業）以来、運転無事故を継続しており、死傷事故等に関わる重大事故は発生していません。

### (2) 輸送障害（30 分以上の遅延又は運休）

平成 28 年度の輸送障害は 6 件でした。内訳として、自然災害 2 件（台風 1 件、降雪 1 件）、設備障害は 3 件、その他によるものは運転士の体調不良（熱中症）1 件となっています。

運転士の熱中症予防の対策として、乗務中の運転操作をしていない時に限り、水分補給が出来るよう明確な取扱いを定めました。

なお、過去 5 年間の輸送障害件数の推移については、下表のとおりです。

年度 内容	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
自然災害	3	3	1	0	2
設備障害	4	1	1	0	3
事 故	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	1	0	1
計	7	4	3	0	6

#### 設備障害 3 件

#### 設備障害の概要及び対策について

##### ① 信号ケーブルの導通不良（7 月 6 日・多摩センター駅構内）

（概要）軌道桁に敷設している信号ケーブルが、桁の伸縮、列車による振動等により張り出し、列車に接触したことにより導通不良を起こしました。

（対策）当該箇所のカブルを交換し、張り出し防止のための防護管を取り付け、全線の緊急点検を行い異常がないことを確認しました。  
また、類似箇所への防護管取り付けを全線に展開しています。

② 分岐器転換不良（9月25日・高幡不動駅構内）

（概要）分岐器モーターの電源端子台のボルト折損により、モーター電源がなくなり、分岐器が転換できない状態（転換不良）となりました。

（対策）当該ボルトを交換するとともに、全分岐器のモーター電源端子台のボルトの点検を行い、異常がないことを確認しました。  
また、類似箇所全てのボルトについて、ボルト材質の変更をしました。

③ 信号保安装置不具合（12月30日・車両基地内）

（概要）車両基地から本線への出庫の進路構成に関わる機器への配線挿入不良により、進路構成がされず一部の電車を車庫から出庫できない事態となりました。

（対策）当該挿入不良を復旧するとともに、基地内、本線の運行管理に関わる同様の機器の点検を行い、挿入不良箇所を是正しました。

（3）インシデント（鉄道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態）

多摩都市モノレールでは平成10年11月のI期開業以来、国土交通省へのインシデント報告はありません。

（4）行政指導等

平成28年11月15日から17日にかけて実施された国土交通省関東運輸局及び東京都による保安監査の結果、指摘事項はありませんでした。

## 5 輸送の安全確保のための取組

### (1) 安全確保のための設備投資等

当社では、毎年、設備の安全性の向上や維持・保全のための設備投資及び修繕を行っています。平成28年度は、電力貯蔵装置の導入に2億9,500万円、ホームスロープ改良5,800万円など、約6億円を設備投資に充て、修繕費を合わせると総額で約16億円を安全確保のための費用に充てました。

### (2) 安全重点施策の推進

#### 1 安全最優先の徹底及び継続

##### □ 駅間ドア開扉等重大事象を踏まえた対策の確実な実施と検証・改善

##### ・ 輸送の安全を考える日研修の開催

毎年9月3日を「輸送の安全を考える日」と定め、8月29日から2日間、全社員を対象とした、輸送の安全を考える日研修を開催しました。

研修内容は、駅間ドア開扉重大事象に対してなぜ、どうして、この事象を発生させてしまったのか、この事象に対する対策についてグループワークでどこに問題があったのか等の研修を実施しました。

さらに全部署が垣根を超えた意見交換を実施しました。

#### 輸送の安全を考える日研修



## 2 安全管理体制の充実・強化

### □ 安全管理体制の継続的改善と浸透・定着

#### ・ 経営層による職場巡視

夏季及び年末年始の輸送の安全総点検や年頭訓示の際、全国安全週間期間中などに、社長や安全統括管理者など役員が現場実施部門を巡視し、各職場の社員等との意見交換を通じて、安全の管理状況を確認しています。

社長による職場巡視



経営層との意見交換会



#### ・ 協力会社に対する講習会の開催

当社では、運行に関わる工事等に携わる協力会社や、軌道設備等の点検を行う車両を取り扱う協力会社に対しては資格制度を設けています。この資格取得の講習会では作業を安全に行えるよう、社員が直接協力会社へ指導しています。

協力会社に対する講習会状況



工事用車両の取扱い説明状況



## □危機管理体制の整備、周知及び訓練の実施

### 異常時訓練の実施

毎年、運転事故・自然災害・テロ等を想定した訓練を実施しています。  
平成28年度は、以下の訓練を実施しました。

#### ・上北台分岐器故障復旧訓練

平成28年10月に運輸部・総務部・安全管理推進室合同での分岐器故障復旧訓練を実施しました。

訓練では、目標時間内に故障原因を特定し、復旧作業を完了できるかを確認するとともに、お客様への情報提供や関係者への情報伝達が円滑に行えるかについても確認しました。この他、分岐器故障対応時に各部署がどのような作業を行っているかについて理解を深めるため、現場毎に撮影した動画を編集し、各部署で見られるようにしました。

#### 【訓練内容】

- ① 列車の退行運転訓練
- ② 高松～上北台駅間のき電停止及び送電訓練
- ③ 分岐器故障復旧訓練
- ④ お客様への情報提供、関係機関・マスコミ対応訓練
- ⑤ 情報伝達訓練

分岐器故障現場状況

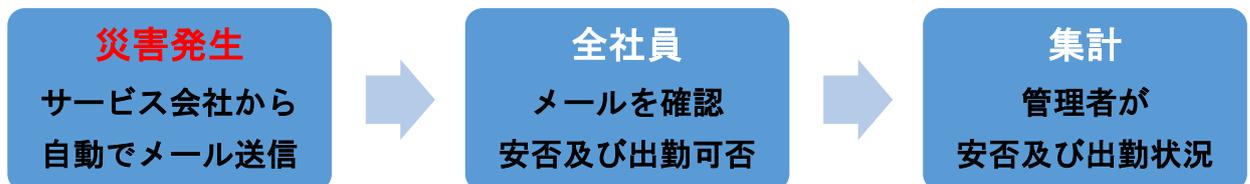


列車退行運転状況



#### ・安否確認サービスの導入

災害時に全社員に対する自動一斉メールで安否の確認及び出勤可能状況を確認するために安否確認サービスを導入しました。





・軌道設備の修繕、更新工事の実施

モノレールの安全な走行を支える軌道設備を常に健全な状態に維持するため、東京都と協力して、平成 28 年度は鋼軌道桁の塗装塗替えを 1 橋、R C 支柱の補修を 10 基で実施しました。

鋼軌道桁塗装塗替工事

施工中



施工後



R C 支柱補修工事

施工中



施工後



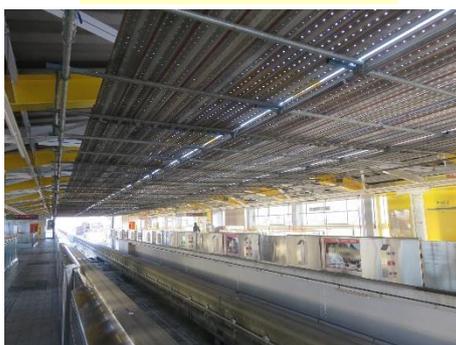
## ・ 駅舎修繕工事の実施

駅舎については、お客様及び駅舎下道路の安全を確保するために、駅舎本体・通路部の塗装や躯体の修繕工事を計画的に実施しています。

東京都と協力して、平成 28 年度は駅舎の塗装塗替えを 3 駅、外壁や軒天等の修繕を 5 駅、エスカレーター更新を 2 駅で実施しました。

### 駅舎塗装塗替工事

施工中



施工後



### 外壁補修工事

施工中

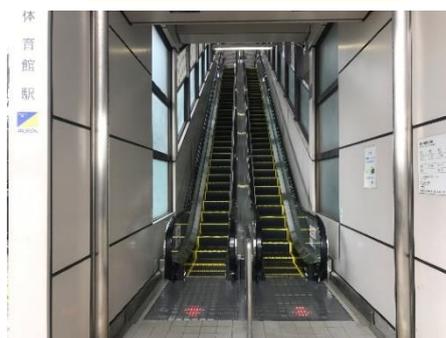


施工後



### エスカレーター更新工事

施工後



### ・分岐器修繕工事の実施

モノレールの運行を支える分岐器は、予防保全のため計画的に各装置を更新しています。平成28年度は高松の分岐器で減速機10基オーバーホールを実施しました。

減速機入替作業状況



減速機オーバーホール後の設置状況



### □ 不具合等が発生した際の迅速な対応及び修繕の実施

社内ネットワークを再構築し、不具合発生から情報共有・修繕まで迅速な対応ができるようになりました。



### □ 更なる安全性向上のための施設づくり

#### ・電力貯蔵装置の導入

平成28年6月に、日野変電所に「電力貯蔵装置」を導入しました。

災害などにより、電力会社からの送電が停止した場合でも、蓄電池から電力を供給することで、駅間に停止した列車を最寄駅までの自力走行が可能となりました。

非常走行用蓄電池



## ・風速計、地震計

多摩川及び高松駅に風速計を、本社敷地内及び東中野変電所敷地内に地震計を設置しています。これにより気象情報を正確に把握しています。

風向風速計



風杯風速計



地震計



## 4 法令・規則の遵守

### □ 法令・規則等の遵守状況の点検・確認

#### ・コンプライアンス教育の実施

1月17日・18日にコンプライアンスについて外部講師を招き、教育を実施しました。

他社事例を交えながらグループ討議を実施し、社員のコンプライアンスに対する意識を高めました。

### コンプライアンス教育



### □ 安全かつ実態に即したマニュアル等の改善

#### ・マニュアルの改善

事故等発生時緊急対応マニュアル（携帯用）を作成・配布し、全社員に常時携帯を義務付けました。この他、平成28年度に発生した設備障害での各部署の対応を整理し、安全管理委員会等で検証を行い、必要に応じてマニュアル等の改善を実施しました。

#### ・乗務員の熱中症対策について

乗務員の熱中症対策として乗務員室にて水分補給が可能になるように実態に即した改善を実施しました。

### (3) その他安全に関する取組

#### ・車両基地見学会の開催

イベント等の開催に合わせ、安全や乗車マナーに関する啓発活動に取り組んでいます。平成28年度は、「多摩モノまつり2016」を11月5日に開催し、車両基地内部やモノレールの安全への取組等を見学していただきました。

#### 多摩モノまつり2016



#### ・様々な媒体による情報発信

当社の安全への取組をお客様に広く知っていただくために、平成28年度は当社ホームページを充実させるとともに、沿線情報誌『たまもの』に当社「安全・安心の取組2016」を掲載しました。



・ 子供用パンフレットの作成・配付等

イラストやピクトグラムを交え、誰にでも分かりやすく工夫した子供用パンフレットを、平成 28 年 11 月に行われた車両基地見学会等で配布し、ながら歩きや駆け込み乗車を注意喚起するなど乗車マナーについて啓発しました。



・ 車内案内表示器を用いた安全啓発活動

交通安全運動や安全総点検期間中、安全啓発活動として、車内案内表示器にて下記のようなテロップ表示をしております。

「夏季の輸送安全総点検を実施しております。」

「スマートフォン等を見ながらの乗り降りや歩行は危険ですのでおやめください。」

車内案内表示器



### (3) 安全に関する施策や設備

#### 1 乗務員の安全対策

##### ・乗務員教育

当社では、「動力車操縦者運転免許に関する省令」に基づき国土交通大臣の指定を受けた鉄道会社の養成所に、運転士の養成を依頼しています。

約 8 か月間にわたる専門教育及び訓練の後、国家試験に合格すると動力車操縦者運転免許が交付されます。

また、フォローアップ教育として、免許取得後 3 年未満の者に対し定期的に教育を実施しています。

その他、全乗務員に対し月例教育や点呼時教育等を定期的に行っています。

##### ・アルコールチェック

乗務員の出勤点呼時に、アルコール検知器による呼気濃度測定を実施しています。乗務助役による測定結果の確認とともに、対面による出勤点呼を徹底しています。

また、運営基地内で車両を運転する入換運転士に対しても、同様の測定・点呼を実施しています。

#### アルコール検知器による測定



## 2 安全のための設備（バリアフリー設備を含む）

### ・ 駅の設備

当社では開業時からお客様の転落事故を防止するため、全駅に可動式安全柵（ホームドア）を設置しています。安全柵は車両のドアと連動して開閉します。各駅の安全柵は指令管理所で監視され、故障やいたずらの状況もテレビモニターにより確認しています。

#### ホームテレビモニター・監視カメラ



ホーム上での一層の安全性向上のため、安全設備の周知や改善を行っています。ホーム接近時に「ホームドアから離れてお待ちください。」という注意を促すアナウンスの追加やホームドアへ注意喚起のラッピングを施すとともに、非常停止押ボタン及びインターホンの位置を明確化しました。

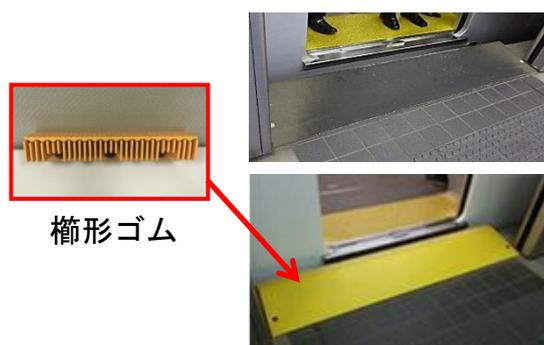
#### ホームドアラッピングと非常停止押ボタン等の明確化



車椅子やベビーカーをご利用のお客様のためにモノレールとホームの間にはスロープを設置しているほか、お客様からお申し出があった場合にはモノレールとホームの間に渡り板（持ち運び式）を設置します。

平成 28 年度にモノレールとホームの隙間を解消するため楕形ゴムによるスロープの改良を実施しました。

#### スロープ付乗降口（各ホーム 2 箇所）に設置



楕形ゴム

改良前

改良後

#### 渡り板



・ A E D（自動体外式除細動器）の設置

全ての駅にA E D（自動体外式除細動器）を設置しています。

平成 28 年 11 月 1 日、高幡不動駅で駅係員が心肺停止状態となられたお客様に、A E Dを使用して救命措置を行ったことに対し、東京消防庁から感謝状をいただきました。

A E D（自動体外式除細動器）



・ 誰でもトイレ設備の充実

平成 26 年度から順次、オストメイト対応設備の設置やスペース拡張など、誰でもトイレ設備の充実を進めています。

旧タイプ



更新後



・ ゴミ箱の更新

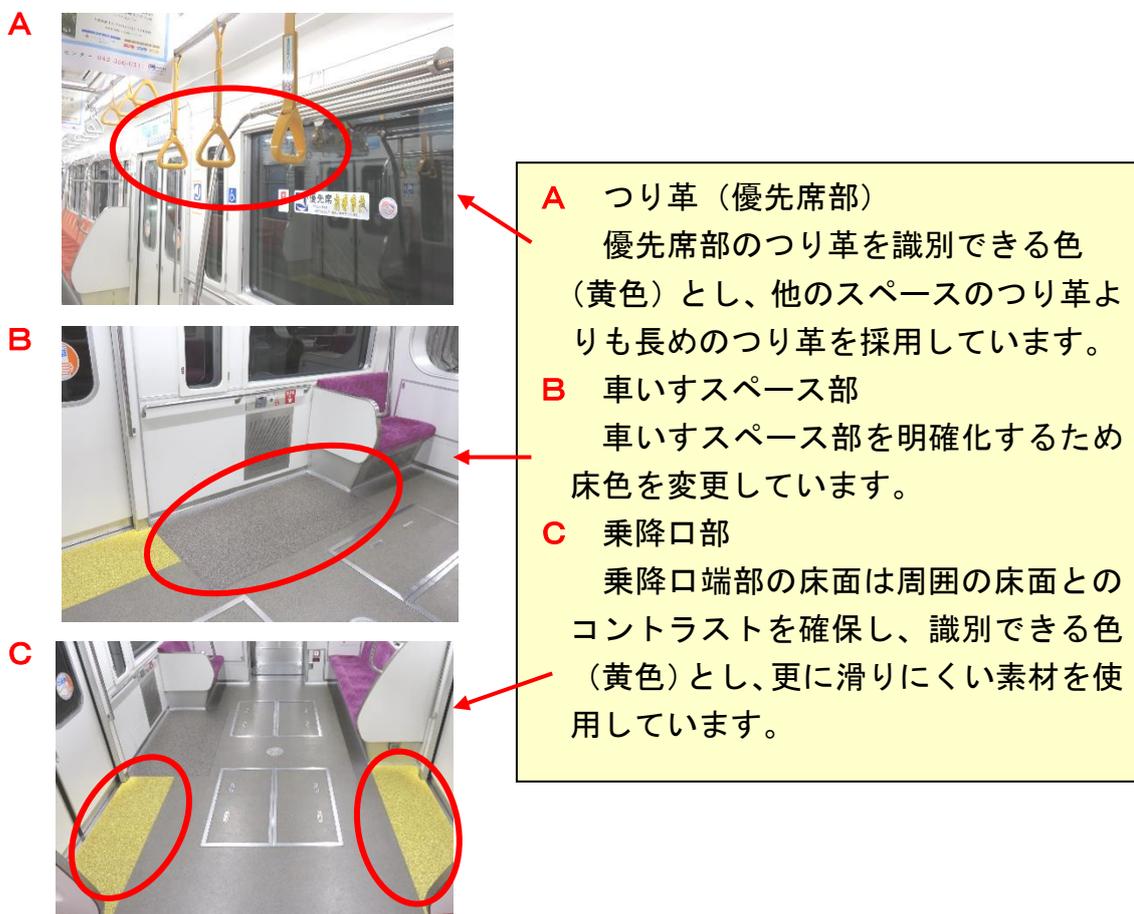
お年寄りから子供まで利用しやすくするためにゴミ箱の高さを低くし、また、テロ対策として箱内の見える化を進めました。

中身が見える透明ゴミ箱



## ・車両の設備

「公共交通機関の車両等に関する移動円滑化整備ガイドライン」（平成19年7月国土交通省）に基づき、車いすスペース部のつり革及び車両の一部床面の塗色変更等を実施しています。



## ・ATC、ATO装置

多摩都市モノレールの車両には、列車の安全運行の基本となる車内信号機式ATC装置を開業時から設置しています。

また、ATO装置を中心とするコンピュータシステムにより駅間の自動運転を行い、安全な運行に万全を期しています。

### ATC装置（Automatic Train Control 自動列車制御装置）

前方の列車に接近した場合やあらかじめ定められた制限速度を超えた場合、自動的にブレーキがかかることによって列車の速度を制御する装置です。当社では走行可能な速度を信号として速度計に表示させることによって安全性を高めています。

### ATO装置（Automatic Train Operation 自動列車運転装置）

駅間の自動運転を行う装置で、駅出発の加速制御、駅間での一定速度制御、駅所定位置へ自動的に減速・停止する駅停止制御を行います。

### 3 鉄道テロ対策

当社では、様々な鉄道テロ対策に取り組んでいます。

#### ・不審物の発見等に関するご協力のお願い放送等

駅構内や車内において、不審物・不審者の発見等にご協力をお願いする駅案内表示やポスターの掲示、放送等を行っています。

#### コンコース案内表示器



#### ・防犯カメラ

有人駅及び無人駅のお客様にも安心してご利用いただけるように各駅の主要箇所にカメラを設置（19駅 295箇所）しています。

なお、録画した映像については、万が一、犯罪等が発生した場合の状況確認等に活用しています。

#### 防犯カメラ・駅事務室テレビモニタ



#### ・「警戒」腕章を着用しての巡回

「警戒」と記した腕章を着用し、警戒態勢を敷いていることが見える形で巡回警備を行っています。

#### ホーム上での立哨警戒



#### 列車での添乗警戒



#### 4 防災対策

##### ・ 地震時の対策

当社では地震計を設置しており、地震が発生した場合には指令管理所で震度が直ちに把握できるシステムになっています。これにより下表の規定値を超える強い地震が発生した場合には、直ちに走行中のモノレールを停止させることができます。

また、東海地震予知情報により「警戒宣言」が発令された場合を想定し、時速 35 km の減速運転による地震ダイヤを整備しています。

震度 4	時速 25 km 以下で注意運転をします。
震度 5 弱以上	車両や線路の安全確認が終了するまで運転を中止します。

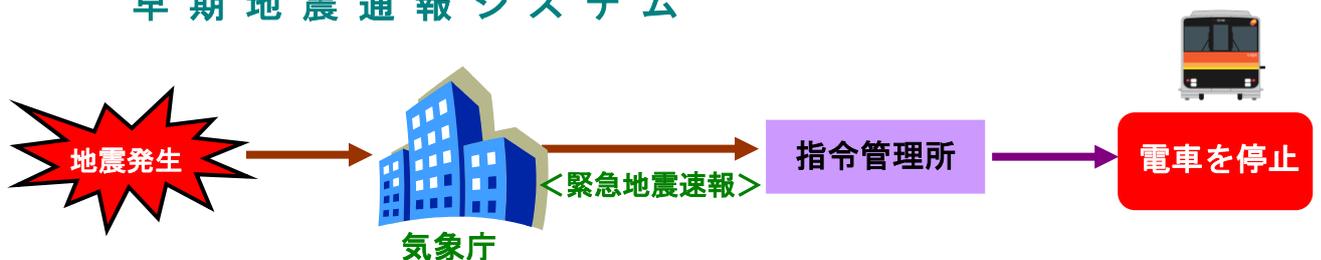
##### ・ 早期地震通報システムの導入

緊急地震速報を活用した早期地震通報システムを当社指令管理所に導入し、沿線 6 地点(指令管理所、多摩センター、高幡不動、立川北、玉川上水、上北台)での予測震度及び予測到達時刻を表示できるようにしています。

早期地震通報システム端末



#### 早期地震通報システム



##### ・ 強風時の対策

沿線に風速計を設けて、常に風速の監視を行っています。これにより下表の規定値を超える強風が発生した場合には運転を規制することで安全の確保に努めています。

毎秒 20m 以上	状況により運転を一時見合わせます。
毎秒 25m 以上	直ちに運転を中止します。

## ・ 降雪時の対策

多摩都市モノレールではゴムタイヤによる走行のため、降雪時には以下の雪害対策により安全を最優先とした運行に努めています。

### ① 運転規制の実施

降雪状況により時速 35 km以下での減速運転及び運転本数の間引き等を行います。また、特定の区間において、タイヤの空転を防止するよう A T C 運転に切り替えて減速運転を行っています。

### ② 除雪装置の装着

降雪の際に走行桁を除雪するためのブラシが付いた装置を取り付けて運転しています。

### ③ 砂の散布

登坂時には走行輪の空転防止のため、必要に応じ走行桁に砂をまきながら運行しています。

### ④ 凍結防止列車の運行

降雪による凍結が予想される場合には、凍結防止列車を臨時で運行し、凍結防止剤及び砂の散布を行い、タイヤの空転の原因となる凍結の防止を図っています。

さらに、車載式の凍結防止剤散布装置を全車両に搭載し、営業運行中にも凍結防止剤を散布し路面凍結・圧雪の予防に努めています。

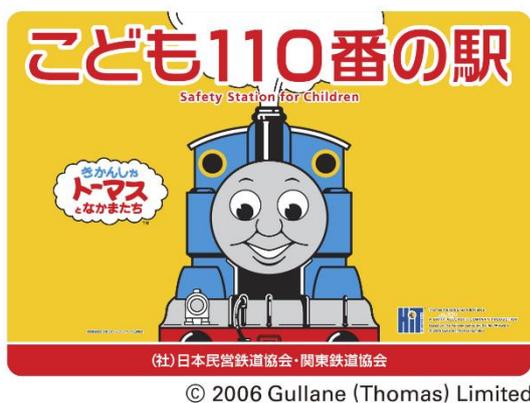
### ⑤ 鋼軌道桁への凍結防止用ヒーターの設置

降雪による軌道桁凍結は、上り勾配におけるタイヤの空転・滑走の原因となります。上り勾配の鋼軌道桁にヒーターを設置し凍結防止に努めています。

## 6 お客様・沿線の皆様・関係者との連携・協力

### (1) お客様・沿線の皆様・関係者との協力体制

#### ・ こども 110 番の駅



子どもを犯罪から守り、安心してご利用いただける環境づくりや安全な地域づくりに貢献することを目的として、「こども 110 番の駅」の取り組みを実施しています。

「こども 110 番の駅」  
多摩センター・高幡不動・立川北・玉川上水

#### ・ 車両基地見学会の開催（再掲：16 ページ参照）

#### ・ お客様からのご意見

当社に電話やメールで寄せられるお客様からのご意見・ご要望は、状況を確認の上、対策の実施や検討、社員指導を行っています。

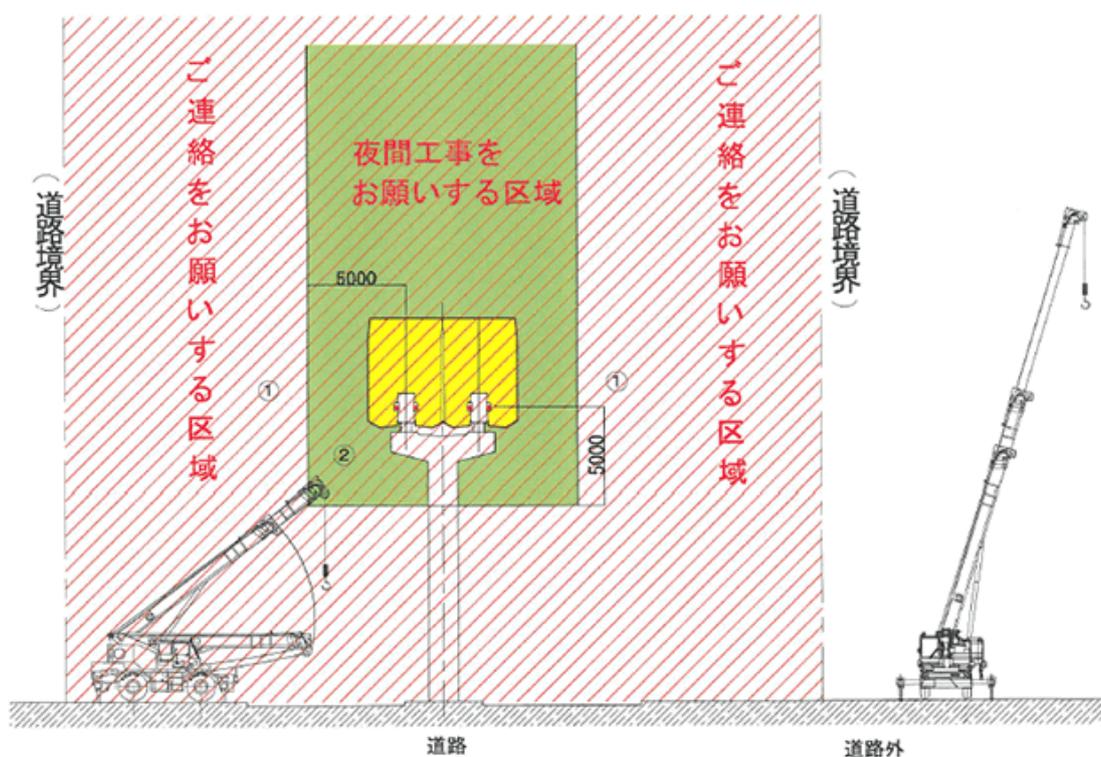
お客様から評価していただいたこと、時には厳しいご意見などもすべて関係部署に報告し、お答えが必要なご意見ご質問などに対しては、速やかにお返事するよう努めています。

・多摩都市モノレール沿線で近接工事をされる方へのお願い

多摩都市モノレールは、列車が橋げたを跨いだ形で走行しており、橋げたの側面には高圧電気（直流 1,500 ボルト）が送電されている電車線が設置されています。

建設機械等が橋げたに近付くと感電事故が発生するおそれがあり、大変危険です。また、モノレールに近接した場所での工事は、モノレールの運行に支障を及ぼすおそれがあります。

下図に示す範囲で工事の計画・施工を計画されている場合は、モノレールの事故防止と安全運行のため、事前に当社へご連絡をくださるようホームページなどにより周知を行っています。



- ① **ご連絡をお願いする区域**  
道路外の沿道工事で、クレーンなどの建設機械が の区域に入る恐れのある工事
- ② **モノレール車両への接触や感電事故が発生する恐れがあるため、夜間工事（1時から4時）をお願いする区域**
- モノレール建築限界**

<連絡先>  
 多摩都市モノレール株式会社  
 立川市泉町1078番地92号  
 運輸部 工務課 施設係  
 直通 042-526-7826  
 運輸部 工務課 設備管理所  
 直通 042-526-7835

## (2) ご利用のお客様へのお願い

安全にモノレールをご利用いただくために、お客様に以下のようなご協力をお願いしています。

### ・ 駆け込み乗車はご遠慮ください。



発車間際の駆け込み乗車は、大変危険です。ドアが閉まりかけたときは、無理をせず、次の電車をお待ちください。

### ・ 「ながら歩き」はご遠慮ください。



携帯電話やスマートフォン、携帯ゲーム機等の画面を見ながらの歩行は、周囲のお客様とのトラブルや思わぬ怪我につながるおそれがありますので、ご遠慮ください。

### ・ 可動式安全柵（ホームドア）によりかからないでください。



可動式安全柵（ホームドア）へのよりかかりは、可動式安全柵（ホームドア）の故障や車両との接触による事故、ホーム下への落し物の原因となりますので、おやめください。

### ・ エスカレーターをご利用の際は、手すりをご利用ください。



エスカレーターでは、お客様同士の接触や急停止などにより、思わぬ怪我につながるおそれがありますので、ご利用の際は立ち止まり、手すりにおつかまりください。

## ・非常停止押しボタン及びインターホンについて



モノレールを緊急停止させる必要が生じたときは、非常停止押しボタンを押してください。

ご用のお客様は、インターホンでお尋ねください。また、急病人が発生したときや不審物・不審者を発見したとき等も係員に通報、連絡してください。

## ・ホーム下は非常に危険です。物を落とされた時は、駅係員にお知らせください。



ホーム下に物を落とされた時は、お近くのインターホンで、駅係員にお知らせください。

なお、落とされたものについては終電後の回収作業となるため、お引き渡しは、翌日以降となります。

ホーム下には、高電圧の電気が流れています。感電により死亡するおそれがありますので、ホーム下には絶対に降りないでください。

## ・非常通報装置について



車内には、異常・緊急時にお客様と乗務員との間で通話ができるよう、非常通報装置が備え付けられています。何らかの理由で、乗務員と通話できない場合は、自動的に指令管理所につながります。急病人が発生したときや不審物・不審者を発見したとき等に使用してください。

・戸袋への手や荷物の引き込まれについて



車内出入り口扉の両脇の戸袋への引き込まれ防止のため、ステッカーにて注意喚起しております。

表示は大人を目線と子供の目線で表示を変更し、材質についても滑りやすいものを採用いたしました。

お子様の手や荷物の引き込まれにご注意ください。

・ベビーカーご協力をお願い



ベビーカーをご使用のお客様は他のお客様との接触や通行の妨げにならないようご配慮をお願いします。

また、周囲のお客様は見守りや必要に応じて手助けなど、ご協力をお願いします。

・痴漢撲滅キャンペーン



駅や車内で痴漢被害に遭われた方、またそのような行為を見かけた方は駅係員、乗務員又は巡回中の警察官までお知らせください。

・車内に持ち込めない危険物について



平成 28 年 4 月 28 日よりガソリンをはじめとする可燃性液体そのものは、量にかかわらず車内への持ち込みができなくなりました。

なお、酒類やライター等持ち込み可能なものでも重さ・量に制限があります。詳しくは駅係員にお尋ねください。

## 7 ご連絡先

安全報告書についてのご感想、当社の安全への取組に対するご意見をお寄せください。

### 多摩都市モノレール株式会社 安全管理推進室

○ TEL 042-526-7800 FAX 042-526-7857  
受付時間■月～金 9:00～17:45  
(年末年始、祝日を除く。)

○ Mail [info@tama-monorail.co.jp](mailto:info@tama-monorail.co.jp)

多摩都市モノレールホームページからもご意見を受け付けています。

○ <http://www.tama-monorail.co.jp/>



発行／平成 29 年 7 月